

# 熊本県公報

号外 第 5 2 号  
平成 28 年 6 月 10 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 条 例**
- 平成 28 年熊本地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例…………… (県政情報文書課) 1
  - 特定権利利益に係る満了日の延長に関する措置…………… (県政情報文書課) 2

## 本号で公布された条例のあらまし

◇平成 28 年熊本地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例

- 1 この条例は、平成 28 年熊本地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、行政上の権利利益に係る満了日の延長及び履行されなかった義務に係る免責について定めることを趣旨とするものとした。(第 1 条関係)
- 2 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置について規定することとした。(第 2 条関係)
- 3 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置について規定することとした。(第 3 条関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

## 条 例

平成 28 年熊本地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例をここに公布する。  
平成 28 年 6 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第 33 号**  
平成 28 年熊本地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例  
(趣旨)

第 1 条 この条例は、平成 28 年熊本地震による災害(以下「熊本地震災害」という。)の被害者の権利利益の保全等を図るため、行政上の権利利益に係る満了日の延長及び履行されなかった義務に係る免責について定めるものとする。

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第 2 条 次に掲げる権利利益(以下「特定権利利益」という。)に係る条例及び規則(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程を含む。以下同じ。)(以下「条例等」という。)の施行に関する事務を所管する県の機関(同法

第 2 編第 7 章に基づいて設置される県の執行機関及び熊本県病院事業の設置等に関する条例(昭和 41 年熊本県条例第 48 号)第 5 条第 1 項に規定する病院事業の管理者をいう。以下同じ。)は、熊本地震災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、平成 28 年 9 月 30 日を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

(1) 条例等に基づく行政庁の処分(平成 28 年 4 月 14 日以前に行つたものに限る。)により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が同日以後に満了するもの

(2) 条例等に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する県の機関等(県の機関及びこれらに置かれ、又はこれらの管理に属する機関並びに地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項及び熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成 11 年熊本県条例第 58 号)第 2 条の規定により知事の権限に属する事務の一部を処理することとされた市町村の機関をいう。)に求めるこ

- とができる権利であるが、その存続期間が平成28年4月14日以後に満了するもの
- 2 前項の規定による延長の措置は、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる条項等による延長の措置のほかに、同項第1号の行政庁又は同項第2号の県の機
  - 3 関等（以下「行政庁等」という。）は、熊本地震災害の被害者であり、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長
  - 4 第1項又は前項の規定による満了日の延長の措置を平成28年10月1日以後におい
  - 5 ても特に継続して実施する必要があると認められるときは、県の機関又は行政庁等は、規則
  - 6 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権
  - 7 利利益に係る期間に関する措置について他の条例等に別段の定めがあるときは、その定
  - 8 めるところによる。
  - 9 （期限平成28年4月14日から同年7月28日までの間に条例等に規定されている履
  - 10 行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）が同月29日までに履行された
  - 11 きは、当該特定義務が熊本地震災害により履行されなかったことについて、その不履行
  - 12 に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下「責任」という。）は問
  - 13 われないものとする。
  - 14 2 前項に定める免責の措置を平成28年7月30日以後においても特に継続して実施す
  - 15 る必要があると認められるときは、規則で、特定義務の根拠となる条項等
  - 16 新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。この
  - 17 場合において、当該特定義務が当該期限が到来する日までに履行されたときは、当該特
  - 18 定義務が熊本地震災害により履行されなかったことについて、責任は問われないもの
  - 19 とする。
  - 20 3 前2項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行
  - 21 期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の条例等に別段の定めがある
  - 22 きは、その定めるところによる。
- 附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第624号の2

平成28年熊本地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例（平成28年熊本県条例第33号）第2条第1項の規定により次の表の左欄に掲げる特定権利利益に係る満了日を同表の中欄に定める者を対象に同表の右欄に定める日まで延長するので、同条第2項の規定により告示する。  
平成28年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
熊本県屋外広告物条例（昭和39年熊本県条例第66号）第5条又は第6条第4項の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可	平成28年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村の区域（以下「災害救助法適用区域」という。）内に住所又は主たる事務所を有する者	平成28年9月30日
熊本県屋外広告物条例第21条第1項又は第3項の規定による屋外広告業者の登録又は更新の登録	災害救助法適用区域内に住居又は主たる事務所を有する者	平成28年9月30日
熊本県特定食品衛生条例（昭和50年熊本県条例第25号）第3条第1項の規定による食品製造業又は食品販売業の許可	災害救助法適用区域内に製造所又は店舗を有する者	平成28年9月30日
熊本県特定食品衛生条例第3条第1項の規定による食品行商の許可	災害救助法適用区域内に住居を有する者	平成28年9月30日

熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年熊本県条例第43号）第2条第1項又は第3項の規定による浄化槽保守点検業者の登録又は更新の登録	災害救助法適用区域内に営業所を有する者	平成28年9月30日
---	---------------------	------------